

## 付 議 第 4 号

### 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を、別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則**

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第19条第4項」を「第18条第4項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするものである。

2 施行期日

平成27年4月1日

新 旧 対 照 表

新

旧

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

本則

(定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1)・(2) 略

(3) 校長又は指導主事(地教行法第18条第4項の規定に基づき公立学校の教員をもって充てられた者に限る。以下同じ。)でないこと。

(4)～(6) 略

2 略

本則

(定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1)・(2) 略

(3) 校長又は指導主事(地教行法第19条第4項の規定に基づき公立学校の教員をもって充てられた者に限る。以下同じ。)でないこと。

(4)～(6) 略

2 略